

第1 監査の概要

1 監査の目的

財政援助団体等監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、都が補助金の交付等をしている団体に対し、その事業が、補助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかなどについて実施する監査である。

監査の対象となる団体は、①補助金等交付団体（補助金、交付金、負担金、貸付金等の財政的援助を行っている団体）、②出資団体（資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体）、③公の施設の指定管理者等である。

併せて、地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導監督が適切に行われているかについて監査を実施した。

2 監査実施団体

今回監査を実施した団体は、表1のとおり、補助金等交付団体等149団体及び出資団体9団体である。

（表3及び「第4 団体索引」参照）

（表1）監査実施団体内訳

区 分	監査対象団体数	監査実施団体数	実施率（%）
補助金等交付団体等	4,105	149	3.6
出 資 団 体	54	9	16.7
合 計	4,159	158	3.8

（注）公の施設の指定管理者のうち、出資団体でない団体は「補助金等交付団体等」に含めている。

3 監査期間

平成24年9月18日から平成25年1月31日まで

（ただし、八丈町及び八丈町商工会については、平成24年5月に実施した。また、大島町及び大島町商工会については、平成24年6月に実施した。）

4 監査対象範囲

原則として、平成22年度及び平成23年度の事業を対象に実施した。

5 監査の観点

監査の主な観点は、表2のとおりである。

(表2) 主な観点

区分	団 体	所 管 局
補助金等 交付団体	<ul style="list-style-type: none">補助事業等は、目的に沿って適正かつ効果的に執行されているか。補助金等に係る会計経理等は、適正に行われているか。	<ul style="list-style-type: none">補助事業等に関する指導監督は、適切に行われているか。補助金等交付の方法及び時期は、適切か。
出資団体	<ul style="list-style-type: none">団体は、出資目的に沿って適切に運営されているか。事業は、費用対効果に配慮して適切に行われているか。会計経理及び工事・財産の管理は、適正に行われているか。団体が直面する経営課題や今後の事業へのリスク要因を適切に把握しているか。	<ul style="list-style-type: none">団体に対する指導監督は、適切に行われているか。
公の施設の 指定管理者	<ul style="list-style-type: none">公の施設の管理運営は、適正かつ効率的に行われているか。	<ul style="list-style-type: none">管理運営状況等を適切に把握・検証し、必要な処理を行っているか。

6 監査結果の概要

(1) 総括

今回の監査の結果、補助金の返還を求めるべきものや会計経理及び事務処理について是正・改善すべきものが認められたので、22団体及び6局に対し、表3のとおり、合計で57件の指摘を行った。意見・要望事項はなかった。

指摘金額は約3,800万円であり、そのうち、補助金の過大交付を指摘したものは、18件、約1,660万円である。

上記指摘事項を除き、補助等の対象となった事業及び出資団体の事業は、その目的に沿っておおむね適切に執行されている。

(表3) 監査実施団体及び指摘事項等の件数

区 分		指 摘 事 項			意見・要望 事項	
		団体	団体 及び局	局		計
補助 金 等 交 付 団 体 等	大島町及び八丈町 (※)					
	大島町商工会及び八丈町商工会					
	学校法人90団体					
	日野市川辺堀之内土地区画整理組合ほか7団体		1		1	
	社会福祉法人代々木鳩の会ほか23団体		15	1	16	
	公益財団法人東京都農林水産振興財団 (※)		2	1	3	
	東京都森林組合連合会ほか1団体		1		1	
	東京都商工会連合会ほか7団体					
	東海汽船株式会社ほか6団体					
	財団法人東京消防協会					
	公益財団法人東京連合防火協会					
	東京消防庁職員互助組合					
	社団法人東京都教職員互助会					
	警視庁職員互助組合					
補助金等交付団体等 計 (149団体)			19	2	21	0
出 資 団 体	公立大学法人首都大学東京	4			4	
	株式会社建設資源広域利用センター					
	東京熱供給株式会社	1			1	
	公益財団法人城北労働・福祉センター			1	1	
	社会福祉法人東京都社会福祉事業団 (※)	4		1	5	
	公益財団法人東京都保健医療公社	9	5	1	15	
	東京港埠頭株式会社 (※)	3	2		5	
	東京水道サービス株式会社	3		1	4	
	東京下水道エネルギー株式会社	1			1	
	出 資 団 体 計 (9団体)		25	7	4	36
合 計		25	26	6	57	0

(注1) (※) の団体については、「公の施設の指定管理者」の監査をあわせて実施した。

(注2) 指摘事項…是正・改善を求めるもの 意見・要望事項…改善について検討を求めるもの

(2) 指摘内容による分類

指摘事項 57件を内容別に分類した内訳は、表4のとおりである。

(表4) 件数内訳

分類	件数	指摘事項の例
補助金の返還	18件	○算定誤りなどにより過大に交付された補助金の返還を求めるべきもの (P4)
要綱等の見直し、 基準の策定	3件	○定額補助額の妥当性を検証していないものについて、適切な補助制度に改めるべきもの (P5)
経理事務の改善	16件	○立替払に係る事務処理を適正に行うべきもの (P6) ○受益者負担金の徴収に当たり、徴収金額の正確性を確認すべきもの (P6) ○法人事業税・住民税の申告を適正に行うべきもの (P7)
契約事務の改善	4件	○契約に係る事務を適正に行うべきもの (P8)
その他の事務の改善	16件	○都への事故報告を適正に行うべきもの (P8)
合計	57件	

(3) 指摘事項の例

○ 算定誤りなどにより過大に交付された補助金の返還を求めるべきもの

社会福祉法人代々木鳩の会ほか11団体、福祉保健局 P44～P56

東京都森林組合、産業労働局 P83

公益財団法人東京都保健医療公社、福祉保健局 P227

補助金の対象となる事業実績の算定を誤ったことや、補助要件を満たしていないものを申請したことにより、補助金が過大に交付されている。

ア 保育所を運営している社会福祉法人に対する補助金について、延長保育・年末保育の利用児童数や、アレルギー児への対応や外国人児童の受入れに係る加算対象児童数を誤ったほか、在宅支援活動において補助要件を満たしていない

ものについて、補助金の申請を行ったなどの理由により、12団体15施設において、合計1,449万余円過大に交付されている。

イ 東京都森林組合に対する補助金について、補助金額算出の基礎となる事業実績（面積）を誤って算定したため、11万余円過大に交付されている。

ウ 公益財団法人東京都保健医療公社に対して、医師確保を目的として人件費を補助している「東京都救急医療機関勤務医師確保事業補助金」及び「休日・全夜間診療事業（小児科）参画等支援事業補助金」について、一部重複した申請がなされており、172万余円が過大に交付されている。

各団体に対し、過大に交付された補助金について、返還を求めた。

○ 定額補助額の妥当性を検証していないものについて、適切な補助制度に改めるべきもの

公益財団法人東京都農林水産振興財団、産業労働局 P64

定額補助により補助金を交付しているものについて、補助金申請に係る実績報告書が適正に作成されておらず、定額補助額の妥当性についての検証も行われていない。

産業労働局は、公益財団法人東京都農林水産振興財団の一部の事業に対し、定額補助をしているが、財団から提出された実績報告書では、収支報告の内容が実態と相違しており、局も、補助額の妥当性について十分な検証を行っていなかった。

財団に対し、実績報告を適切に行うことを求め、局に対しては、財団を指導するとともに、定期的に補助額の見直しを行うなど、適切な補助制度に改めることを求めた。

○ 立替払に係る事務処理を適正に行うべきもの

公立大学法人首都大学東京 P 1 3 2

大学における研究費の支出を適正に行うために、立替払について取扱いを定めているが、遵守されていない。

公立大学法人首都大学東京は、研究費を支出するに当たり、特段の理由がある場合には、3万円以上の案件についても、特例的に教員による立替払を認めているが、

- ① 特段の理由があるとは認められないにもかかわらず、3万円以上の案件について、立替払を行っている事例
 - ② 立替払後の精算は速やかに行うこととしているにもかかわらず、精算に3か月以上かかっている事例
- が複数認められた。

法人に対し、立替払について、適正な事務処理を徹底するよう求めた。

○ 受益者負担金の徴収に当たり、徴収金額の正確性を確認すべきもの

公益財団法人東京都保健医療公社 P 2 1 4

領収書の受渡枚数及び残数の確認をしていないため、徴収すべき金額が把握できず、結果として、徴収した金額の正確性が確認できない。

公益財団法人東京都保健医療公社は、がん一次検診事業で、受診者から徴収する受益者負担金の収受を検診車運行業者に行わせているものについて、

- ① 白紙の領収書をあらかじめ業者に渡しているものの、領収書の受渡枚数及び残数の管理をしていないこと
- ② 使用しなかった領収書を業者から回収していないこと

などから、徴収すべき金額が正確に把握できず、徴収した受益者負担金額の正確性を確認できない状況となっている。

公社に対し、受益者負担金の徴収事務を適正に行うよう求めた。

○ 法人事業税・住民税の申告を適正に行うべきもの

東京港埠頭株式会社 P 2 7 0

法人事業税・住民税の申告に当たり、分割基準に係る事業所数・従業者数を誤っており、申告納付額に誤りが生じている。

東京港埠頭株式会社は、東京都及び千葉県において事務所を設けて事業を行う法人であり、法人事業税・住民税の申告に当たっては、分割基準にしたがい、各都縣市に税額を分割して申告するが、分割計算に用いる事業所数や従業者数を誤っていることが認められた。

この誤りなどにより、2年分の法人事業税・住民税について、東京都に対する申告納付額が390万余円過少申告であるとともに、千葉県及び千葉市に対しては、356万余円の過大申告となっていた。

会社に対し、申告を適正に行うとともに、速やかに修正申告するよう求めた。

○ 契約に係る事務を適正に行うべきもの

公立大学法人首都大学東京 P 1 3 6

予定価格が50万円以上の契約案件について、合理的な理由なく1者からの見積もりとしているなど、不適正な事務手続が認められた。

公立大学法人首都大学東京における契約事務において、予定価格が50万円以上300万円未満の契約案件については、3者以上から見積書を徴することとしているが、

- ① 予定価格が50万円以上の契約2件について、1者からしか見積書を徴していない
 - ② 同種同類の物品購入について集約することで予定金額50万円以上となる契約が23件（集約後は10件）あるが、契約を分割しており、1者からしか見積書を徴していない
- など、不適正な事務手続が認められた。

法人に対し、契約に係る事務を適正に行うよう求めた。

○ 都への事故報告を適正に行うべきもの

東京港埠頭株式会社 P 2 7 2

指定管理業務において、個人情報に関する事故が発生しているが、都に対し、適正に報告を行っていない。

東京港埠頭株式会社では、指定管理業務の中で、ボランティアのメンバーにメール送信する際、送信先の全員に互いのメールアドレスを表示させてしまう事故が起きていた。

事故発生時には、指定管理者は速やかに都に報告しなければならないと定められているが、会社は、報告を行っていない。

会社に対し、都への事故報告を適正に行うよう求めた。

(4) 指摘事項一覧

ア 補助金等交付団体 指摘事項一覧

項目番号	指摘事項件名	ページ
【日野市川辺堀之内土地区画整理組合ほか7団体】		
(1) ア	貸付金に係る台帳を整備し経理状況を明確にすべきもの	36
【社会福祉法人代々木鳩の会ほか23団体】		
(1) ア	補助金の返還を求めるべきもの<東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金(保育所)> (a~o 15件)	44
(2) ア	補助金交付額の確定に当たり、保管様式を活用するなどして審査事務を適切に行うべきもの	57
【公益財団法人東京都農林水産振興財団】		
(1) ア	事業内容を変更するときなどの判断基準を定めるべきもの	63
イ	適切な補助制度に改めるべきもの	64
(2) ア	公益財団法人東京都農林水産振興財団補助金交付要綱を見直すべきもの	66
【東京都森林組合連合会ほか1団体】		
(1) ア	補助金の返還を求めるべきもの<東京都森林整備補助事業>	83

イ 出資団体 指摘事項一覧

項目番号	指摘事項件名	ページ
【公立大学法人首都大学東京】		
(1) ア	研究費の立替払に係る事務処理を適正に行うべきもの	132
イ	履行確認を適正に行うべきもの	134
ウ	負担金の精算及び報告書の提出に係る事務手続を適正に行うべきもの	135
エ	契約に係る事務を適正に行うべきもの	136
【東京熱供給株式会社】		
(1) ア	熱料金の収納現金に係る取扱いを適正に行うべきもの	166
【公益財団法人城北労働・福祉センター】		
(1) ア	概算払による運営費補助金の交付を適切に行うべきもの	178
【社会福祉法人東京都社会福祉事業団】		
(1) ア	配膳業務委託契約における予定価格の算定を適正に行うべきもの	192
イ	紙おむつの購入契約を適切に行うべきもの	193
ウ	小口現金の取扱いについて適切に行われるよう指導すべきもの	194
エ	保険金の収入及び見舞金の支出の経理を適正に行うべきもの	195
(2) ア	公の施設における行政財産の使用許可に係る取扱いを適正に行うべきもの	195

項目番号	指摘事項名	ページ
【公益財団法人東京都保健医療公社】		
(1) ア	がん一次検診委託契約に係る受益者負担金の徴収事務を適正に行うべきもの	214
イ (ア)	駐車場利用料金に係る収入事務を適正に行うべきもの	214
(イ)	業務委託による駐車場利用料金の徴収に係る取扱いを適正に行うべきもの	216
ウ	過誤納還付未済金の管理を適切に行うべきもの	218
エ	職員健康診断業務委託の契約事務を見直すべきもの	219
オ (ア)	長期継続契約に係る履行状況の評価を行うべきもの	220
(イ)	履行状況の評価結果を次期長期継続契約に反映すべきもの	221
カ	東部地域病院施設の無償貸付契約を遵守すべきもの	222
キ	リース契約に係る消費税の会計処理を適正に行うべきもの	223
(2) ア	医業外未収金の債権管理を適切に行うべきもの	223
イ	患者・家族対話推進懇談会等事業補助金の返還を求めるべきもの	225
ウ	補助金の返還を求めるべきもの	227
エ (ア)	高額医療機器等の更新に係る経費を適切かつ有効に執行すべきもの	229
(イ)	実績報告書の審査を適切に行うべきもの	232
(3) ア	災害拠点病院運営協力金の交付に当たり、要綱の趣旨が徹底されるよう指導すべきもの	233
【東京港埠頭株式会社】		
(1) ア	修繕工事費及び固定資産価額を適正に計上すべきもの	268
イ	法人事業税・都民税に係る申告の計算を適正に行うべきもの	270
ウ	都への事故報告を適正に行うべきもの	272
(2) ア (ア)	海上公園における利用者満足度調査を適切に行うべきもの	273
(イ)	客船ターミナルにおける利用者満足度調査を適切に行うべきもの	274
【東京水道サービス株式会社】		
(1) ア	交際費の経費削減に努めるとともに交際費等支出基準を明確化すべきもの	290
イ	タクシーチケットの使用及び管理基準を定めるべきもの	291
ウ	出張における復命書の作成報告を行うべきもの	291
(2) ア	発注の公平性・公正性を担保できるよう、発注に係る事務手続を見直すべきもの	292
【東京下水道エネルギー株式会社】		
(1) ア	会計処理を適正に行うべきもの	306